

令和元年度小金井市介護保険運営協議会
(第2回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)
会議録

と き 令和2年1月22日(水)

ところ 小金井市前原暫定集会施設2階B会議室

令和元年度小金井市介護保険運営協議会
(第2回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)

日 時 令和2年1月22日(水)

場 所 小金井市前原暫定集会施設2階B会議室

出席者 <委員>

酒 井 利 高	村 上 邦 仁 子	井 上 雅 夫
佐 野 二 朗	鈴 木 治 実	玉 川 弘 美
亘 理 千 鶴 子		

<保険者>

介 護 福 祉 課 長	鈴 木 茂 哉
介 護 保 険 係 長	宮 奈 勝 昭
介 護 保 険 係 主 任	薄 根 健 史
介 護 保 険 係 主 事	吉 武 祐 亮

欠席者 <委員>

新 井 信 基

傍聴者 1名

議 題 (1) 総合事業に係る事業所の指定について(報告)
(2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について(報告)

開 会 午後 2 時

(介護保険係長) それでは、開会に先立ちまして、事務局より 2 点、事務連絡を申し上げさせていただきます。

まず 1 点目でございます。本日の欠席委員の関係でございます。新井委員より欠席のご連絡をいただいております。なお、村上委員につきましては、遅れて出席されるというご連絡をいただいております。この場でご連絡させていただきます。

続いて 2 点目でございます。会議録の作成の関係ございまして、事務局による IC レコーダーの録音方式となっておりますので、ご面倒をおかけしますけれども、発言の際はご自身のお名前を先におっしゃってからご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

それでは、酒井委員長、よろしくお願いいたします。

(酒井委員長) 皆さん、明けましておめでとうございます。新しい年を迎えましたけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、第 2 回になりますけれども、令和元年度小金井市介護保険運営協議会地域密着型サービスの運営に関する専門委員会を開催いたします。

それでは、初めに事務局から資料の説明等をお願いいたします。

(介護保険係長) 本日の資料につきましては次第に記載しましたとおり、事前に郵送させていただきました資料 1 - 1 から資料 2 までの 3 点でございます。お手元に不足等ございましたら事務局までお申しつけください。資料の説明は以上でございます。

(酒井委員長) 今回は、小金井市内の指定とかがあるわけではございませんので、報告が中心になりますけれども、そんなに時間もかからないと思っております。それでは、まず事前に配付されました昨年 6 月の議事録について、20 ページ以上あるものになっておりまして、非常に活発な議論が行われた委員会でしたけれども、この中に書いてあります皆様のご発言の内容、詳細なご発言について、特に何かよろしいですか。訂正とか、これは誤りだとかそういうのはございませんか。よろしいですか。

では、事務局、これはこのとおりということでお願いいたします。

それでは、まず議題の第 1 に入っていきたいと思っております。総合事業に係る

事業所の指定について、お願いいたします。

(介護保険係長) それでは、総合事業に係る事業所の指定についてご報告させていただきます。資料1-1、資料1-2をご覧ください。資料1-1につきましては総合事業の訪問型サービス、資料1-2につきましては通所型サービスを実施する事業所の一覧となります。

小金井市におきましては、平成28年10月に総合事業を開始し、間もなく3年3カ月が経過いたします。本市の総合事業は、平成28年10月以降に認定更新を迎えた方、あるいは新規で認定申請を行った方で要支援1、または要支援2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストでサービスが必要と認められた方が利用できるものとなっております。

表の一番右側、表頭の部分にあります現行相当とは、平成27年以前の介護予防の訪問介護や通所介護の基準サービスで、平成27年3月31日以前に東京都の訪問介護や通所介護の指定を受けていた事業所は平成30年3月31日まで総合事業の現行相当サービスの指定を満たすとして、引き続き受けることができました。

しかし、平成30年4月1日以降も事業を継続する場合は、総合事業の指定更新を新たに受ける必要がございます。各事業所と調整の上、現行相当サービスに関する指定の更新を行いました。括弧でみなし指定と規定されている事業がこれに該当するものでございます。

そのほか、表頭部分の市基準とは、従来の訪問介護、通所介護の基準よりも緩和した基準のサービスでございまして、市基準サービスを実施する場合は、市が指定を行うこととなります。

最新の指定状況につきましては資料のとおりでございまして、資料1-1の市内の訪問型サービスの市基準型サービスが17件、現行相当サービスが20件となっております。

また、資料1-2の市内の通所型サービスの市基準サービスは20件、現行相当サービスは22件となっております。

今後も引き続き市基準サービスの利用環境整備に努めてまいります。

報告は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。市基準と現行型につきましてはこのピンクの資料の4ページに詳細が書いてございますし、前回、半年前の委

員会の中でこの件については十分な説明と議論もしたところですが、この資料1-1と1-2に関しまして何かご質問等はございますでしょうか。

ちょっと事務局に確認したいのですが、前回の委員会において、平成30年の3月の段階での利用者数のご説明がありました。たしか訪問が市基準で301名、現行相当で103名でしたね。通所は市基準で258名、現行相当で223名となっていましたけれども、その後の増減について、いかがでしょうか。

(介護保険係長) 今、こちらで把握している最新が令和元年10月の利用者数でございます。まず、訪問型サービスにつきましては、合計で388名の方が利用されてございます。内訳につきましては、市基準サービスのほうが308名、現行相当につきましては80名となっております。割合で言いますと大体8割が市基準で、2割が現行相当というような割合になってございます。通所型サービスにつきましては合計で464名でございます。内訳につきましては、市基準サービスが342名、現行相当が122名となっております。割合的には約75%が市基準、約25%が現行相当でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。訪問はそんなに市基準のほうは伸びていないようですが、通所のほうは結構伸びましたね。80名程度増えていますね。他にいかがでしょうか。井上委員。

(井上委員) ちょっと不勉強で申しわけない、教えていただきたいのですが、例えば現行相当のところでも市基準のほうに移行しないというか、そういう業者がいくつかあると思いますが、これはどのような理由で移行しないのでしょうか。

(介護保険係長) 資料1-1の訪問型サービスの資料をご覧いただければと思います。市基準をとっていないというのは、表で言うと右側の空白になっているところですが、SOMPOケア株式会社、株式会社ニチイ学館、東京海上日動といった大手の会社でございまして、会社の方針というのがあるようでございます。こちらとしてもなかなか難しいところではありますが、引き続き機会を捉えて働きかけをしていきたいというところがございます。それから、資料1-2の通所型サービスのほうにつきましては、他の事業所において受入が難しい、重度の方や認知症の方を受け入れたりしてい

るところがございまして、市基準の方よりは、ある程度重度の方にご利用いただきたいというようなご意向があるところでございます。

引き続き、市基準も大事なところとして考えていますので、機会を捉えて働きかけていきたいというところでございます。

(酒井委員長)事業所としては、例えば通所の一体型の定員の管理について、総合事業の利用者も含めて定員になるので、そうすると、単価が結果的に低くなるので、あまり歓迎はしないという動きもあるように思います。けれども、ほとんどの事業所は一応、市基準でやっていらっしゃる。あと、訪問のほうは、たしか前回もありましたけれども、大手のところは全国展開しているので、小金井だけ特別に市基準でいいよというふうにはなかなかないですよ。この辺というのは、例えば多摩地域とかの連絡会とかで課題として挙げられたり、あとは東京都レベルでそういうことが検討されているとか、いかがでしょうか。

(介護保険係長) 特段は、その辺の話までには至っていない状況でございます。

(酒井委員長) 数字的に見ると、各保険者としては、そんなに困っていないということなのではないでしょうか。ゆゆしき問題になれば、もっと、小金井市だけではなくて、ほかの自治体と連携して、同じ課題ですから、そういうふうになるのでしょうかけれども、今のところはそこまでは立ち至っていないということでもよろしいですかね。ほかには何かご質問ありますか。

(井上委員) もう一点よろしいですか。

(酒井委員長) 井上委員。どうぞ。

(井上委員) この総合事業をやっていない事業所というのもありますよね。知っている通所型サービスのところでも上がってきていないのが幾つかあると思いますけれども、そういうところは総合事業はやりたくない、ということなのではないでしょうか。どのぐらいの割合でそういう事業所さんがいるのか教えていただければと思います。

(事務局) 先ほど一部申し上げたところではありますけれども、そもそも総合事業をやっていないところは、軽度の方は他の事業所へということで重度の方を専門で見たいという事業所でありまして、例えばお泊まりを実施しているところなどがあります。

(井上委員) なるほど。ありがとうございます。

(酒井委員長) そうすると、市内だけで役割分担という要素もあるわけですね。ほかにはよろしいですか。議題1のほうはこれでよろしいですか。

(酒井委員長) では、次に市外の地域密着型サービス事業所の指定です。資料2のほうで、まず事務局のほうから説明をお願いします。

(介護保険係長) それでは、市外地域密着型サービス事業所の指定につきまして、新規に指定を行いましたのでご報告させていただきます。資料2をご覧ください。

定員18人以下の通所介護サービスでございます地域密着型通所介護につきましては、小金井市民が他市の事業所を利用する場合、小金井市の指定が必要となってまいります。また、介護保険法の規定によりまして、地域密着型サービスの指定の有効期間は6年となっております。

まず、指定更新の関係でございます。前回の本専門委員会開催以降、特段、事業所の指定更新の手続はございませんでしたので、今回は、該当はございません。

続きまして、新規の指定の関係でございます。今回は4カ所でございます。サービス種別につきましては、全て地域密着型通所介護でございます。ページ数でまいりますと、1ページから3ページが東京ヘルスケア機能訓練センター井口、4ページから6ページがレコードブック国分寺恋ヶ窪、7ページから9ページがコンパスウォーク国分寺、10ページ、11ページがデイオアシスマほろぼとなっております。いずれも、小金井市の被保険者の方が市外でサービスを利用する必要性が生じたために市外の事業所の指定を行ったものでございます。

今回の指定に際しまして書面での審査を行いました。人員基準等の問題は散見されませんでした。また、事業所所在地の自治体に、各事業所の運営状況につきまして問い合わせをさせていただきましたけれども、苦情や大きな事故等の問題が特にないことを確認してございます。報告は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。4事業所に関して、一応、この指定がされている自治体のほうでは特に問題は把握していないということでございますけれども、小金井市として、その点も含めて確認をしながらして

いきたいと思います。この4つの事業所まとめて、何か気がついたことなどがございましたら、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

(酒井委員長) 井上委員。どうぞ。

(井上委員) 土日祝日のニーズというのが結構あると思いますけれども、今見ているとほとんどが土日祝日はやっていない事業所ですが、その辺について、市としてどのように考えているのでしょうか。

(事務局) 確かに土日休みの事業所が多いですけれども、お泊まりサービスを実施している事業所が市内に7カ所ぐらいございまして、そこはもう年中無休という形で運営しておりますので、そういったところで一定のニーズが満たされているのかなと考えてございます。

(井上委員) 特に困っているということではないということでしょうか。

(事務局) 特に土日がいっぱい全く足りないという話は、市のほうには上がってきていない状況でございます。

(酒井委員長) 大体、日曜日は実施しているところは少ないわけですが、土曜日もそうですか。

(事務局) 土曜日は比較的多いです。

(酒井委員長) 一方では、働き方改革の問題もあったりするから、この辺の折り合いというのは微妙だし、難しいところですね。ただ、事業所によっては、ほかの事業所から見ての競争の中で差別化していく上では、特色を生かせるということなのか、これはそれぞれ考えていらっしゃると思います。

では、ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。幾つかの事業所で連携している病院とか医療機関のところについて、無という表示がありますけれども、この辺は実際、協定まで結ぶ必要はないにしても、何らかの連携があってしかるべきかなと思います。この辺について、もし事務局のほうで確認されていることがございましたらお願いします。

(事務局) 確かに、連携先としては空白になってはいますが、各デイサービス利用者の主治医の連絡先というものを個別に把握しておりますので、何か緊急の対応があったときには、その主治医のほうに連絡して対応していると聞いております。そういった意味で特段、連携がないところでも対応をしている状況です。

(酒井委員長) わかりました。ほかにはどうでしょうか。亘理委員。どうぞ。

(巨理委員) 全体的に、狭いところでたくさんいらっしゃるのだなという感じがいたしました。4番のデオアシスマほろばなどは、42㎡が基準のところ、42.71㎡で14人ということで、気になりました。

(事務局) デオアシスマほろばですけれども、人員基準として1人辺り3㎡で、機能訓練室を設けなければならないというルールがあります。14人で42㎡というところで、本当にぎりぎりというところがございますけれども、一応、ルール上は満たしているところです。このデオアシスマほろばは、特殊なデイサービスでございます、こちらは失語症、高次脳機能障害の方向けのデイサービスでございます、利用者によってはそれほど幅広いスペースをとったトレーニングをしないというところでもあります。

(酒井委員長) 狭いけれども、一応、法定の基準面積はクリアしているということです。確かに、デオアシスマほろばは、この4つの中では一番特色を持っていて、私もネットなんかで見ましたけれども、言語聴覚士と作業療法士(O T)、あと、理学療法士(P T)、条件がどうかわかりませんが、それぞれが配置をされているようです。

それで、精神障害とか知的障害を持っている方も含めて受け入れますよということが記述してあります。ちらほらと、高次脳機能障害に対応したことを含めて行っていますよというところが出てきていますよね。ただ、小金井市、近隣市にはなかなかなくて、やはり、高次脳機能障害とかに対応するというのも、どこもまだ二の足を踏んでいるところが多いようですから、これは単に介護保険だけではなくて20代、30代とか、車の事故であったり、仕事上の事故が原因でなっている方も結構いらっしゃるのです、どこの自治体でもこの問題というのは大きな課題になっているようです。ただ、近隣市でこういうところが増えてくるのは非常にいいことです。あともう1点いいですか。この4つの事業所で、職員の配置で機能訓練指導員を専従員で複数置いているところもございますよね。これは機能訓練指導員で専従と考えると、理学療法士とか作業療法士を想定しますが、そういう方をしっかりと配置しているというふうに理解してよろしいですか。

(事務局) はい。

(酒井委員長) 他はいかがでしょうか。よろしければ、報告事項でございますので、了承するというにしたいと思います。

(酒井委員長) 今日の議題につきましてはこれで終わるわけですが、その他につきまして事務局のほうからご報告がありましたらお願いします。

(介護保険係長) 今年度の本専門委員会の開催についてですけれども、今回で今年度は終了という形になります。来年度につきましては、5月ごろを予定しているところでございます。また日程が決まり次第、ご連絡させていただきます。以上でございます。

(酒井委員長) 別件で、地域密着型サービスの通所については一応、調整しているわけですが、例えば小金井市内で介護保険関係の事業所が、最近、新規に参入してきているとか、その辺の現状はいかがでしょうか。

(介護保険係長) 第7期事業計画期間中の地域密着型通所介護の指定の状況ですけれども、委員長がおっしゃっていただいたとおり、今のところ、今ある地域密着型通所介護の利用状況が大体60%ぐらいですので、まだ定員枠があるというところで、事業所の指定については、今はある程度抑えているというような状況になってございます。問い合わせにつきましても、月1件あるかないかぐらいの問い合わせの状況で、こちらのほうから事情を説明させていただいているようなところでございます。

また、第8期の事業計画については、まだどうなるのかわかりませんが、現状としては、そのような状況でございます。

(酒井委員長) この地域密着型サービスの通所について、市内参入を抑えているというのは、ほかの自治体でも同じようにあるようで、つまり過当競争の抑制というか、利用者にとってネガティブな結果が出ないように進めているようですね。他にはよろしいですか。

(酒井委員長) では、そういうことで、介護保険運営協議会第2回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会を終了します。来年度もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

閉 会 午後2時30分